

# 1950年代から1960年代初旬の 『うえだ社協ニュース』の特質

— 特集記事「小河滋次郎博士小伝」に焦点をあてて —

中 畠 洋

## I. 研究の視点と目的

本研究は、戦後復興期にあたる1950年代から1960年代初旬において、社会福祉協議会（以下、社協）の定期刊行物の特集記事に着目し、社協関係者たちが企図しようとした広報活動と、社会福祉事業の推進との関連を明らかにしようとするものである。周知の如く、社協は1908（明治41）年に創設された中央慈善協会を母体とし、恩賜財団同胞援護会、全日本民生委員連盟、日本社会事業協会を起源とする組織である。社協では社会福祉法第109条第3項にも謳われるように、組織内外の連絡・調整が重視される。

こうした社協の広報活動をとり上げた先行研究としては、地域組織化の視点から広報活動にアプローチした原田（1969a・b:1971）をはじめ、施設の社会化から広報のあり方を問うた村岡（1978:8-11）、対象別に情報を届ける必要性を訴えた久松（1985:52-7）、広報紙の「ムダ使い」を問題視した山本（1986:64-9）などがある。村岡は広報を種類分けし<sup>1)</sup>、「広報は福祉の教育的役割り（ママ）を果すべき」とその意義を問う（村岡 1978:11）。

反面、社協による普及・宣伝活動の効果として、それらが実際、地域住民に対し、どのように伝達されようとしたのだろうか。また、その伝達内

容はいかなる根拠に基づき報じられてきたのか。「広報の『受け手』がどのような広報の『送り内容』を受取り、理解しているかについては、疑問なきを得ない」と原田（1969c:46）は疑義を呈し、「媒体の製作とか送り方の技術論に終始し」てきたとさえ論ずる（同）。また、山本（1986:64-9）も文書の配布に終始する広報のあり方に警鐘を鳴らす。これらから、広報の問題は旧来、受け手の側に立った検討が十分とは言い難かったと言える。

一方、社会学的見地からアプローチした広報論には、行政広報論、企業広報論、戦略広報論のほか、企業海外広報論などのハウツウものまでであるが、社会福祉分野における広報の役割を精査した研究は十分ではない。そこで、今回、社協会報をとり上げ、受け手に対する伝達方法の特質に迫ってみたい。なお、その手法としては、同会報記事の内容分析に加え、読み手を意識した特集記事の構成の検討及び「編集後記」欄・「社協だより」欄でとり上げられた読者の声を検証することを通じ、伝達者側の意図を探究する。

ところで、1957（昭和32）年は、「民生委員制度の運営と活動強化」を主題とし、民生委員制度創設40周年記念第1回総合大会が開催されるなど、現場実践レベルでの省察が求められた節目の年であった。本稿では、この年の11月10日に上田市社協が創刊した『うえだ社協ニュース』（以下、同紙）に着目する<sup>2)</sup>。なかでも、「故小河滋次郎博士の偉大な事績並びに風貌の一端を紹介するため、長野県民生委員連盟発行の小河滋次郎博士小伝を連載します」と記され（同紙第6号、第6面）、同紙第6号（1958年7月5日発行）～第13号（1960年2月10日発行）にわたり連載された「小河滋次郎博士小伝」に焦点を当てて論究していく。なお、「小河滋次郎博士小伝」の発行元は長野県民生委員連盟だが、上田市社協が伝記の一部を小伝として適宜抜粋・引用しながら伝えようとしたことから、情報発信主体は上田市社協（同市社協関係者）とする。

方面委員制度の生みの親とされる小河滋次郎（1863.12-1925.4、以下、

小河) を特集した記事内には、同市社協が連載してまで強調しようとした事柄が含まれると考えられ、当該記事の構成や内容から、当時の社協関係者の意図を看取しようとするのが本稿の視点である。こうした伝達者側の意図を定期刊行物の内容分析から検証した本研究は、担い手・運営側から広報活動の意味を考察した村岡(1978:8-11)、山本(1986:64-9)などとは連続性や段階性という点で異なるアプローチとなる。このことにより、村岡(1978:8-11)が示した3類型に加え、当時の同市社協関係者たちの思惑や広報に託そうとした意図の一端を明確にする。

したがって、本稿では、社協の7機能の一つである「広報活動の機能」に着目し、社協会報を媒体とし、なかでも小河の特集記事の分析を通じ、いかにして社会福祉事業の促進を旨ぎそうとしていたのかを明らかにすることを目的とする。

## II. 研究方法と倫理的配慮

同紙は、現在も発刊されているが、その史的価値を裏付ける証言として、水野鼎蔵(上田市長、当時)は「今日市社会福祉協議会編集による『社協ニュース』の発刊を見るにつけ、市民の一人でも多くの人々が、かかる点をよく認識され又よりよく理解されることは実に貴重の事と存じます」と述べ(同紙第1号第1面)、関澤欣三(上田市社協会長、当時、以下、関澤)も「皆さんとつながりを持つ意味でこの時報を発刊することになったのです」とし、地域住民の福祉理解を促進する媒体の要と位置づけられ、その試行錯誤を一貫して報じてきた貴重な第一次史料と言える。特に、「小河滋次郎博士小伝」は、国際収支の悪化に端を発する「なべ底不況」が始まった1958(昭和33)年頃に掲載され始めたが、この記事内容を分析し、何故、小河が評伝形式で伝えられようとしたのか、そこで強調された事柄はいかなるものであったのかにアプローチし、広報活動と社会福祉事業の推進との関連を探る。

一方、公刊物を用いた本研究においても、その記事内容には寄付者名、

表彰者名、さらにその住所など、個人情報が多数記載されているため、倫理的側面への配慮に十分に留意し、筆者の前所属先の大学研究倫理審査委員会の承諾を得て調査を行った。加えて、資料の引用許可を同市社協事務局長（当時）の宮之上孝司氏から得た（2014年9月2日）。なお、用語の使用に関し、戦前・戦後の双方の資料を用いるため、社会事業と社会福祉事業が混在しているが、原文に従いそのまま用いることとし、あえて用語の統一はしない。旧漢字や促音などについても同様の扱いとする。

### Ⅲ. 検討素材の特徴と小河滋次郎研究

#### 1. 『うえだ社協ニュース』の基本構成と時期区分

『うえだ社協ニュース』は、役員の見解、活動報告、事業実績報告、社協だより（行事の連絡）などを伝達する機関紙として、1957（昭和32）年11月10日に刊行された。発行元は上田市社会福祉協議会であり、印刷所は秀信社である。同紙の発行部数は3,000部（うち、2,000部は市内全世帯回覧用、1,000部は関係機関・賛助会員・特別会員に提供）であり、発行回数及び発行日は月1回発行10日付とされた<sup>3)</sup>。紙面及び広告欄の大きさは、紙面タブロイド版4頁、広告欄1件の大きさは2cm×8cmである。広告文面は広告申込者が任意に作成し、毎月20日までに市社協事務局に提出することとされ、広告料は1年（12回分）の場合5,000円、1月（1回分）の場合500円であり、詳細な問合せは、同市社協事務局までとなっている（同紙第1号、第4面）。

他方、20年間分の同紙の特徴を記事の登場回数から検討すると、以下の通りとなる。「赤い羽根共同募金関連」「社協だより・社協日誌」「児童相談室」「歳末たすけあい募金」などが上位にきており、経済支援や社協の動向を伝達する記事が多かったことが分かる。

赤い羽根共同募金関連（45回）、社協だより・社協日誌（同）、児童相談室（40回）、歳末たすけあい募金（38回）、家庭養護婦派遣事

業 (24 回)、上田市社会福祉大会 (23 回)、社会福祉事業従事者表彰 (21 回)、ともしび (同)、世帯更正資金貸付 (20 回)、事業計画 (18 回)、奉仕銀行 (16 回)、社協歳入歳出予算書 (15 回)、結婚あっせん (14 回)、老人クラブ (同)、研修会・研究会 (8 回)、小河滋次郎博士小伝 (7 回)、新生活建設運動・社会を明るくする運動 (同)、公告 (同)、民生事業関連 (5 回)、ボランティアグループ活動状況 (同) (上田市社会福祉協議会 1957-1977、下線筆者) <sup>4)</sup>

## 2. 小河滋次郎と「愛の社会事業」

登場回数の多さは特徴の一つを示すといえるが、一方、上記下線部のように、シリーズとして連載された記事も見過ごせない。単一の連載記事に焦点化し、小河のような著名人に着目した同記事の分析からは、このメディアの報道内容の傾向や特性、さらには先人の足跡の紹介を通じ、読者たちにどうしても伝えなかった事柄を明確にする手がかりを得ることができる。同紙唯一の連載記事としてとり上げられた小河は、1917 (大正6) 年の濟世顧問制度を嚆矢とし、翌年、大阪府に設置された方面委員制度の創設に携わった一人である。この小河に関し、半井 (1938:7) は「此の方は我國の社会事業の上からは實に忘れることの出来ない恩人」と述べ、正木 (1961:38) は「博士の残された偉大な功績は、監獄学、感化院制度、社会改良の中に生きている」とする。近年では、濟世顧問制度創設から方面委員制度導入までを4期に分けた小野 (1994:14-168) をはじめ、「出自と郷土」から「晩年」までの13期に分けた遠藤 (1999:75-7) が、「この人物の全体像については、これまで民生委員制度史の一駒に登場するぐらいで、多くは語られてこなかった」と論じ (遠藤 1999:76)、その他、「大阪府に方面委員制度を創設した人物」 (池田 1988:373)、「彼はむしろ監獄学の鼻祖」 (柴田 1960:2-3)、「感化教育を理念的な側面で先導する役割を果たした」 (倉持 2003:183) など多くの言及が見られる。

しかしながら、これら一連の指摘は、彼の功労を述べたものとしては貴

重だが、小河の人物像や生き方が戦後復興期の社協関係者にどのように理解され、地域住民にいかにも伝達されようとしたのかまでは言及されていない。「……方面委員制度を創設。その後、各地の方面委員の指導にあたった」と全国社会福祉協議会九十年通史編纂委員会編（2003:379）は小河を概括的に捉えるが、人物史研究や事業史研究では、こうした概説を超え、地域住民にどのような影響を与えたのか、あるいは、こうした影響を通じ、人々の地域社会での暮らしがどう変わったのかなどについて、その手がかりを探究することが重要である。

このような問題意識の下、同紙内の「小河滋次郎博士小伝（1）」（1958年7月5日）に目を遣ると、「我国民生委員制度の創設に大きな貢献をされた故小河滋次郎博士の経歴は、一口にいえば、一見いかめしい官吏から始まって大正十四年四月二日逝去されるまで全くその一生を愛の社会事業のために尽し終つたといつても過言ではない。」と記される（同紙第6号、第6面、傍点筆者）。では、「愛の社会事業」の愛とは何か<sup>5)</sup>。さらに、そこでの意図は何か。これらの探究を手がかりに、以下、小河の人物像、思想、功績、評価などを捉え直し、そこから、1950年代から1960年代初旬の同紙の特徴を考証する。

#### IV. 分析結果

##### 1. 「小河滋次郎博士小伝」の特徴①：外遊の回数と連絡統制の強調

###### （1）略歴

「勤評闘争の年」と称された1958（昭和33）年は、日本農民組合連合会結成や民生委員互助共励事業開始などが見られ、こうした人々の組織化・統一化が強調された時代背景の下、「小河滋次郎博士小伝（1）」が掲載される。ここでは、小河の略歴が補足説明つきで紹介され、「故博士は文久三年十二月三日信州上田の金子家に蘭医を父として生れたが、幼少にして小諸なる小河家の養子となり、後幾許もなく笈を負つて上京し、学を東京専門学校・東京外語・帝大に学び、更に法学研究のためにドイツに留学、

明治十九年内務省に入ったがが(ママ)明治二十八年仏国パリ万国監獄会議員として渡仏した外、明治四十三年まで前後四回に亘つて欧米に出遊した。」と記される(同紙第6号、第6面)。この記述とほぼ同様の内容を、柴田(1960:2-3;1968:32)にも見出せる<sup>6)</sup>。但し、「明治四十三年まで前後四回に亘つて欧米に出遊した」とした同紙に対し、「大正2年までの間に三度渡欧」(柴田1960:3)、「司法省にあって数回の外遊によって、欧米の刑事政策を身につけ、……」(柴田1968:32)、「彼は五回外遊しており、外国の知識、東洋の知識を十分にもって、かつ、社会事業の現場を知っていた……」などとの間には(吉田・柴田・小倉・一番ヶ瀬1969:42)、外遊の回数並びにその記述の詳細さに差異が窺える。

一方、遠藤(1999:103)は「……見解の違いや、施策をめぐる衝突から、行政の中核から排除しようとする勢力による動きがなかったとはいえない」と小河の外遊の理由を捉え直し、留学経験や先進的制度の摂取だけを考えていないことが分かるが、同紙にそのような記述は披見できない。ここから、小河の経歴や外遊については、捉え方や内容に共通点が見られるものの、政策意図を含む背景事情や数値といった細かい表現に差異があると言える。

## (2) 大阪府嘱託時代

次いで、特集第1号の4ヵ月後に掲載された「小河滋次郎博士小伝(2)」(1958年11月6日)では、彼の大阪府嘱託時代に焦点が当てられ、「博士が真の社会事業大家として天下の衆望を一身に集められた……」と(同紙第7号、第2面)、小河の社会事業分野での活躍が論じられる。ニュース記事には読者を惹きつけるための誇張がないとは言えない点に留意が必要だが、この記事が掲載された1958(昭和33)年11月には「社会的ニードをみたすための資源の動員」を主題とする第9回国際社会事業会議が開かれるなど、ニーズ充足による社会福祉の進展が志向されていた。しかし、それは言うほど生易しいことではなかった。

来阪した小河に関し、同紙は「大正二年四月二日、時の府知事大久保利武氏の招きによつて専ら大阪府嘱託として在阪した秋からであつた。その頃大阪府下の社会事業はまだ幼稚なもので私設団体施設の数には四・五十を出ず、公の救済事業の如きは僅に五・六を数うるにすぎなかつた。そして、これ等団体施設間には殆ど連絡らしい連絡がとれず、各自ハラハラ（ママ）の事業経営をやつていた。そこで博士はここに着眼し、まずこれらの団体施設の連絡統制を図るため、大正三年五月『社会事業研究会』を設立し、……」と報じる（同紙第7号、第2面）<sup>7)</sup>。ここでは、小河自身の危機意識がどの程度であつたかは不明であり、バラバラの事業経営を彼一人で統合することも困難であつたと考えられるが、少なくとも、府知事の招聘に応え、私設団体の未整備や連携不足という問題認識が彼にはあつたと言える<sup>8)</sup>。

一方、池田（1988:382）は、金力不足及び富者階級の不仁不義を日本の救済事業の低迷要因とするが、不備や不調の指摘のみならず、問題意識をもち、その改善策にまで考え及んだ小河の思想をとり上げた同紙の記述は、次のように展開する。

同（大正）四年には『社会事業協会』を起し大阪市の社会事業に貢献するところが大であつた。特に研究会はその後大阪府社会事業連盟の継承するところとなつたが、博士の在職中は猛夏八月の休会を除いては殆ど欠かすことなく開会し、社会事業の実際家のみならず博く学者や官吏、その他知名の士の講演を開き、従来只経験と熱情だけで事業を行つていた社会事業家に理論の重要性を認識せしめることに少からず貢献するところがあつた。又、社会事業指導のため「救済研究」を刊行し博士は毎号のように、あの流麗な漢文口調の文章を以て感化事業を語り少年法の必要性を説き、救急機関の設置を提唱した。（同紙第7号、第2面、鍵括弧内ママ、丸括弧内筆者）



研究会の運営や雑誌の編集などに小河がどこまで携わっていたかは不詳だが、少なくとも経験や熱情のみならず、理論が重視され、加えて、当時、未発達であった組織化やメディア媒体なども着目され始めていたことは注目される。反面、同紙には、社会事業協会創設、『救済研究』刊行、少年法の必要性、救急機関の設置などの検討が、社会事業に大きく貢献したとあるが、その一方で、見解の齟齬や予算面など、限界や課題があったことも容易に想像され、こうした微細が割愛されたことは、紙幅が限られた連載記事の限界ともいえよう。

## 2. 「小河滋次郎博士小伝」の特徴②：方面委員像と書籍化による広報戦略

### (1) 方面委員制度と隣人愛・人格的要素

小河の大阪での活躍を報じた特集第2号に次ぎ、2週間後には「小河滋次郎博士小伝(3)」(1958年11月20日)が掲載され、「博士は大正七年現在着々その成果を挙げつつある民生委員制度の前身とも云うべき方面委員制度を発案した。」と端的に報道されている(同紙第8号、第2面)。ここでも、方面委員制度の中身が割愛されていることから、説明を要しないほど当然のこととされている。一方、小河が何故、方面委員制度に着目したのかについては、「当時のオーソドックスな救済論を踏襲した主張も多い」と捉える倉持(2006:159)に対し、同紙では、この制度の背景として、「博士が大阪府に於て時の府知事林市蔵氏の依頼に基き、第一次世界大戦の影響により好況を極めた経済界の背後に多くの恵れぬ人々が存在することに気付き、これら不幸な人々を救うために東西古今の制度を比較検討して、はじめて立案せられた」と報じられ(同紙第8号、第2面)、小河の着眼が方面委員の機能のみならず<sup>9)</sup>、経済発展の背後に残された多くの人々への眼差しがあったことを示唆する。

加えて、「それを単なる行政上の一制度として形式化せしめることなく、常に隣人愛の精神に潤はされた人間的制度とすることであった。即ち、方面委員制度の真骨頂として、方面委員の人格的要素を高唱した」と同制度

のあり方が明示され（同紙第8号、第2面、傍点筆者）<sup>10)</sup>、隣人愛、人間的制度、人格的要素こそ重要とする。

さらに、「博士の経歴は終始一貫燃ゆる人道愛と徹底した人格主義に立脚して凡てのことにあたられた」とも報じられるが（同紙第9号、第6面、傍点筆者）、その具体的手立てが記述されていない。そこで、幾つかの先行研究がとり上げている「調査」に着目すると<sup>11)</sup>、小河自身、「貧困を來すに至つた原因を熟知し、其れを根本的に救ふ様な方法で物質的精神的に救ひ、尚ほ一旦救つた者でも色々途を講じて一日も早く救済を受けたい獨立獨歩し得る様な方法を考へてやる」（小河 1918:30）、「先づ窮困の由つて來るところの原因を探究して之を防遏するの道を講ずること總ての社會的救済事業の最緊要務なり」（小河 1921b:4、傍点ママ）などと論じている。もっとも、当時の調査と今日の調査との懸隔は否めないが、ここでは、原因究明のための調査を重視する視点を汲み取れる。一方、調査に基づく救済から獨立獨歩という生き方に大きな飛躍も見られ、慎重な思考や論理展開が求められよう。

## （2）10年間に及ぶ社会事業方面での活躍

但し、上記においても、小河自身の認識と地域住民の理解との差異に留意しなければならない。原田（1969a:47）は「ややもすると相手に知識を与えれば実践して貰えるだろうという仮説に立って広報が行われてきた」と述べ、「知識によって態度を変えることは非常にむづかしい」とさえ論じ（原田 1969a:48）、広報の効果に注意を払う。この点に関し、同紙では、「こうした（小河の）経歴それ自体が吾吾社会事業家の社会的任務が如何に重大であるかを物語るものではなからうか……」と投げ掛けられる（同紙第9号、第6面、傍点及び括弧内筆者）。何故、小河の経歴自体が多く、社会事業家たちの責務と通じると報じられたのか。そこから窺える関係者の意図は何か。戦後復興下では、紙面の有効活用のほか、読者を惹きつける記事が希求されたが、その反面、小河の姿勢や生き方がけっして彼だ

けのものではなく、“吾吾社会事業家”“社会的任務”という文言を用い、多くの読者たちにも関わる事柄であることを自覚させるねらいがあったのではないだろうか。つまり、同紙上で小河の人物像や活躍を知るだけでは十分とはいえず、こうした特集記事の内容理解を通じ、各人がとるべき行動を自問するように促すという同市社協関係者の目論見を看取できよう。

一方、「小河滋次郎博士小伝(3)」の後半には、柴田(1968:33)と同様、「今日大阪市の社会事業は小河博士を中心として出来上つたといつてもよく、…(中略)…特にその名著『救恤十訓』や『社会事業と方面委員制度』を始め、著作廿数種は我国社会事業の発展に偉大なる貢献をなしている。……」(同紙第8号、第2面)と、彼の10年間に及ぶ社会事業への功績が記される。倉持(2006:162)は「大阪府で始まった方面委員制度は、内務省の普及・奨励などもあって全国へ波及した」と行政支援を強調するが、同紙では、そうした論調よりもむしろ、彼の著作が強調されている。人の偉大さを表す指標は多様だが、同紙の場合、小河の著作の秀逸さをもって社会事業界に果たした役割の大きさを示す文脈を看取される。

### (3) 訃報と大計画

反面、彼の自著『社会事業と方面委員制度』刊行から約半年後の1925(大正14)年4月2日、小河は天王寺区常盤町の自邸で病没する。彼の死は大きく報じられ(同紙第9号、第6面)、「前例なき謝恩葬」とした柴田(1964:25-6)や遠藤(1999:129)とも通じる。留岡も「斯業の為にも大なる損失」とその死を悼む(留岡幸助君古稀記念事務所編1933:635)<sup>12)</sup>。

但し、同紙では、小河への弔意のみならず、生前の彼が実現し得なかった構想をもとり上げられている点を看過できない。「博士は事業に対して大きな計画をもつていた……」との文章に続き(同紙第9号、第6面)、「大阪産院、乳児院等の児童保健方面を始め、方面委員制度、庶民信用組合等の創設、更に博士の発案された健康相談所の開設、非常時に於ける救急救護班の設置の外、夏期貧困児童に対する臨海学校の設置計画や社会事業館

の建設をも企図し、社会事業の研究会や講演会に提供しよう」という彼の構想が記される(同)。ここから、20数点の著作などの顕著な功績を挙げた小河をもってしてもなお、1950年代から1960年代初旬の日本社会が抱える課題が少なくないことが示唆される。こうしたことから、成し得た事績のみならず、小河の人物像を将来構想まで含めて描くことを通じ、人々に問いかけ、理解の深化を求める構造を看取しよう。その後、同紙は、特集記事という他の記事との差別化を図りつつ、以下に示す小河の博士論文や著作に関する掲載記事を増やしていく。

#### (4) 博士論文と出版

1959(昭和34)年9月には、明治期以降最大(当時)とされた伊勢湾台風が発生し、同年11月開催の全国社会福祉大会でも「社会福祉事業は国民の期待にどう応えるか」が論議され、突発的出来事や不測の事態への対応が求められた。このような状況下、「小河滋次郎博士小伝(5)～(7)」(1959年7月15日～1960年2月10日)には、小河の博士論文や出版物に関する記述が突如、目立ち始める。生前の小河は1904(明治38)年8月8日に早稲田大学より法学博士の学位を授与されたと同紙で報じられたが(同紙第10号、第6面)<sup>13)</sup>、以下から、博士論文の出版経緯やその普及方法までもが詳述されているのが認識できる。

今に保存されている初校のゲラ刷が三月二十七日とあるも小河博士の当時を知る先輩の推定によれば年次は三十六年であろうということである。当時感化法の発布後既に三年の歳月は経たが適當の指導書に乏しい時であつたから、本論文の印刷に付せられたことを知つた篤志家、研究者にして本書の頒布を希望するものが多かつたので、其の引用の外国文を削除し、文章を簡約にし、多少の新材料を補加し普及版として明治三十六年十月、当時監獄改良、監獄行政に関する文献の出版を以て事業として居つた磯村政富氏に托して印刷刊行したのが即ち

「未成年者の処遇」である。(同紙第10号、第6面)

上記の「外国文を削除し」「文章を簡約にし」「普及版として」などに同書の読者対象を一般向けに広げようとする意図を看取でき、小河という人物が単に「学識豊富頭脳明晰で文章には極めて堪能であつた」ことに終始せず(同紙第10号、第6面)、同書の中身にも着目することが意図されている。「1919(大正8)年頃より健康状態を悪化させていったが、その文章活動は衰えなかった」とされる小河だが(倉持 2006:162)、秀でた文章や優れた思考だけでは十分とは言えず、その浸透・普及のための方策を熟考しなければならない。そこでその契機として、同市社協が注目したのが社協会報特集記事の活用という方策であった。

### (5) 広報戦略とその限界

以上、ここまで、書籍や論文の紹介を通じ、小河の思想の一端が浸透するような創意工夫や読者への意識喚起を促すような論調を確認してきた。倉持(2006:159)は「『社会問題救恤十訓』の刊行が小河の活動領域を救済・社会事業に拡大させる契機となった」と指摘するが、小河の思想がいかに伝達されようとしていたのかを詳解したものではなかった。そこで、同紙を紐解いた結果、「博士は、広く社会問題を論じ、社会政策を取り扱つた各種の文献はきわめて多いが、之れに反して純社会事業に関するものは乏しい。この様な時に当り、我が小河博士に『社会事業と方面委員制度』あり『社会問題救恤十訓』あり、ゆたかにこの欠点を満たし得てかがやかしいものがあることは、この道にとつて心強さを感じるのである。」と記述され(同紙第13号、第4面、傍点筆者)、小河の2つの著作が社会事業の進展の手がかりになると把握されていたことが認識できる。

原田(1969b:53)は、「広報の最終目標は地域住民を実践活動に結びつけることにある」と言明するが、上記文脈から、「我が小河博士」、「ゆたかにこの欠点を満たし得て」、「この道にとつて心強さを感じるのである」などの文

言に、小河の理論こそ皆が学ぶべきであり、多くの地域住民たちがこの記事の読者対象として想定されていたと解読できる。社会福祉への理解という重要課題に対して、先覚の小河を題材とした特集記事という枠組みを用い、先人の評伝を通じ理解の深化を求めていたという構図を看取できよう。

加えて、上田市社協はさらなる巧みさを見せる。それは、小河の自著『社会事業と方面委員制度』の売り上げ状況を5版に至るほど優れていると報じている点である（同紙第13号、第4面）。さらに、その一般化についても、「一つの重大なる社会問題解決策として之を取扱い、……」「なげやりにすべきではない」などと論じ（同紙第13号、第4面）、戦後復興期の日本社会においてこそ、社協から定期的に発信される諸々の情報を大切に、各人がそれを重く受け止めなければならないという関係者の視点を汲み取れる。

## V. 考察

1950年代から1960年代初旬の上田市社協の定期刊行物において、小河滋次郎が特集の連載記事に登場したのは何故だったのか。国民健康保険法（1958年）や国民年金法（1959年）の公布などの政策展開の一方、「住民の意見を聞き、また社協の仕事を知ってもらうなど紙面を通じて住民と話し合う場を作るため」に刊行された同紙上に（上田市社会福祉協議会50年の歩み編集委員会2006:39）<sup>14)</sup>、小河が連載されたことと社会福祉事業の推進との間にはいかなる関連性があったのだろうか。

第1には、社会福祉事業への理解が求められた時代に、上田市出身の小河に焦点化し、同郷の偉人としての存在意義を多くの人々に伝えることで、社会福祉事業への関心を高めようとしたのではなかったか。小林一茶、山極勝三郎、島木赤彦など、同市出身の著名人が何人かいるなか、国民皆保険皆年金の制度化へと動いていた1950年代から1960年代初旬に、社会福祉制度への理解・協力が不可欠となっていた。同市社協は、社会福祉事業の拡充による地域社会の再興のきっかけを小河の着眼や著作に求めている

た。その際、「偉大な事績」や「我が小河博士」という文言が用いられたように、同郷の誼という観点から小河の考え方を遍く受容することが企図された。この背景には、『『知らせる』という一方交通ではなく、相互交通の結果として協力・実践を得ようとする活動』を広報とする原田(1969c:47)の見解に立脚すると、伝達情報と実践とを結び付けようとする意図が窺えた。それが「我が小河博士」の「我が」や「この道にとつて心強さを感じる」の「心強さ」に表出していた。さらに、1950年代から1960年代初旬の同紙では、①一般の人々にも親しみやすいように人物評伝形式が用いられたこと、②徐々に理解を深められるように7回シリーズで報じられたこと、③小河の将来構想を人々に投げ掛けたこと、④小河の思想に共鳴すべく、書籍や博論に関する記事が多く記載されたことの4点が注目され、その具現化が思案されていた。

第2に、「社会全体のたすけあい」という考えへの批判に対する対抗のためである。吉田(1975:巻末)は、日本の社会事業を社会的道義的奉仕観念で捉え、そこには教化や道義的色彩が色濃いこと、全般的危機を背景とする社会各階層の協力一致が前提となっていることなどを強調し、人々の連携を要とする。同紙では、社会福祉への理解不足や連絡統制の不備という実態に対し、「隣人愛」「人格的要素」「人道愛」などを用い、説明されていた。小河自身が隣人愛や人道愛をどう把握していたかまでは報じられなかったが、少なくとも、制度ありきではなく、人と人とのつながりや愛情を重視する文脈が捉えられた。

61年間の生涯を歩んだ小河の社会問題への分析視角を、同紙は“愛の社会事業”と報じたが、それは決して抽象概念としての愛ではなく、具体的方針に基づくものであり、同紙では、小河が画した道筋を歩むことが改善策とされた。MERYL ALDRIDGE(1990:611)は「社会福祉専門職及び機関がメディアによる再教育をもっと慎重に行うべき」と述べ、一方、Fikile Mazibuko, Mel Gray(2004:1)は、ソーシャルワーカーが政策決定に寄与し得る提案こそが重要であると言及するが、同紙では「吾吾社会

事業家の社会的任務が如何に重大であるか……」と自問を促し（同紙第9号、第6面）、社会事業の歴史的経緯を踏まえ、人々の主体性に訴え、社会福祉事業への理解の深化を広報面から促そうとしていた。一方、特集記事には、史実の真偽の検証や背景事情が割愛されるなど、限界があったが、小河の足跡を全体像というマクロ視点から捉え、監獄学の鼻祖、大阪府嘱託時代、死、博士論文・出版などのミクロ的な捉え方へと焦点化する視点の転換が見られ、人々の段階的理解への配慮が窺えた。

第3に、愛に基づく実践のみでは継続し難く、その発展を持続させるためである。同紙では、単なる「社会問題解決策」ではなく（同紙第13号、第4面）、「東洋古来の考」を重視し（同紙第13号、第4面）、なげやりにすべきではないと強調されたが、一時的・局所的な進展ではなく、継続的な躍進にはその原動力となる仕掛けが必要であり、その一つが特集記事の連載であった。但し、僅か7回シリーズであったことに加え、個々の内容や考え方にも論理飛躍や部分的欠落、さらには誤認、誤積なども見られ、特集記事の限界が明らかになった。ここでは、小河の論稿など、第一次史料に立ち返る必要性を感得した。一方、吉田・柴田・小倉・一番ヶ瀬（1969:42）は「欧米の方法と折衷した日本的なものを彼は主張している」と述べ、池田（1988:373）は小河の考えには幅があると指摘するが、同紙では、人格的・道徳的な面の啓発並びに各人の意識喚起が重視されていたことを汲み取れた。

他方、小野（1992:28）は「救済されるべき対象を実際に救済できるまでに現在の能力を向上させることが考えられている」と小河の観察眼を捉えるが、小河（1916:238-9）自身は、「團體的の力を大いに利用する」ことを強調し、「飽迄理性的に科學的に系統的に之れを行ふ必要もありますから、其の局に當る所の人は大いに研究の態度を以て掛らなければならぬ」と担い手側の態度・姿勢をも問う（同）。この点に関し、仁の実践を相互扶助により拡張させ、万民の生活を安定させることで欧米諸国を超越できるとする柴田（1960:4）とは相違が見られるが、各種社会福祉



事業の継続には、その事業が優れていることのほかに、担い手や協力者・賛同者の団結や研究の態度が必要となることを、小河の言説から認識し得た。つまり、ここでも、小河の論述との照合や点検などの慎重な裏づけ作業が重要となろう。

## VI. 結

本稿では、上田市社協の広報活動の一環として、『うえだ社協ニュース』内に唯一の特集記事としてとり上げられた小河に着目し、彼の足跡がどのような経過や背景をもって伝達されようとしたのか、そこには当時の社協関係者のいかなる思いがあったのかにアプローチしてきた。原田(1969b: 52)は、「一方的なお知らせ形式や挨拶形式は、余りにも形式にはまっており、そこには住民意識、庶民意識がみられない」と危惧し、村岡(1978: 9)は、「福祉の教育的役割り(ママ)を果す重要な位置づけを与えるべき」と広報の教育面を重視するが、同紙は真正面からは教育を打ち出しておらず、研究会の組織化、隣人愛の意義、小河の著作の詳解などを通じ、地域住民たち自身の主体的意識を問うていた。このことは各種社会福祉課題に対し、同市社協が努力して社会に適応するのではなく、個々人を含む社会の側が変わるべきという考え方が根底にあることを意味していた。原田(1971:259)は「激しい社会変革に対してどのように自己変革を結びつけるか」と指摘するが、同紙を紐解くと、地域住民に対し、小河に関する情報提供を段階的に行うことで、徐々に自発的意識をもつ人々を増やすことが志向され、こうした広報戦略のなか、問題意識の喚起や自省といった姿勢を重視する視点を看取した。

1950年代から1960年代初旬の同紙には、特集記事を契機に広報の積極的な意味を見出す議論が萌芽しており、「吾吾社会事業家の社会的任務が如何に重大であるか……」に象徴されるように(同紙第9号、第6面)、情報を伝達される側から社会福祉の増進を志した主体的な担い手側への促しを看て取れる。また、同紙では、小河の先進的知見や豊富な学識を人物

評伝として伝達することで、社会との関わりや将来展望の具体化が目ざされ、その模索が読者個々人に問い掛ける形で行われていた。今回の分析では、「日本独自の救済制度の考案という目的の下、欧米救済制度への考案と、東洋的な儒教倫理、道義的責任などにもとづく救済のあり方」と論及される小河の思考を（倉持 2006:159）、社協会報の特集記事を通じて検証し、隣人愛や人格的要素などを重視する組織的対応へと移っていく経過を実証的に跡付けた。但し、小河の人物像・事績の伝達を通じ、社会福祉事業が促進される面と、それ以外にもそもそも制度に縛られないボランティアな住民活動が促進される面の両面があったと考えられるが、その峻別には至っていない。ここにも少なからぬ限界も見られたが、同紙を通じ、小河が後世に残した幾つかの課題を知らしめたことが、小河という一人物だけではなく地域住民一人ひとりに光を当てなければならないことに加え、社会福祉事業に対し、個々人が向き合う一つの契機となっていたことにアプローチした。

最後に、「制度の狭間」問題への対応や新たな共助といった今後の社会福祉分野に求められる各個人の主体的関わりは、ネットワークづくりを基盤としつつも、各種メディアをどう活用するかにも大に関わる。同紙の他にも、国及び県社協レベルの広報誌や雑誌なども残存しており、その構成や役割は必ずしも明確になっていない。これら各種メディアの特徴に加え、メディア間の関連を探究すること、さらに、今回着眼した小河と彼の死を悼んだ留岡幸助とが論稿や紙上においてどのような主張や情報交換をしていたのかを追究し、その背後や基盤にあった理念・思想をさらに掘り下げていくことを今後の研究課題としたい。

## 註

- 
- 1) 誰に対し、どういう意図をもって知らせるかによる棲み分けとして、①状況報告(周知型)、②説教調(教育型)、③問題提示(社会型)の3類型を村岡(1978:9)は示す。
- 2) 1951(昭和26)年に設置された都道府県社協よりも、その後拡張した郡市区町村社協に着目したほうが住民の実態を捉えやすい。なかでも、1953(昭和28)年9月の創設以来、全戸会員制を採り、1956(昭和31)年には家庭養護婦派遣事業、児童相談事業など、当時としては進んだ事業を実施していた上田市社協のとり組みは注目される。
- 3) 編集発行人を務めた関澤は同紙について、「……この時報には皆さんの要求なり、御意見なり、どしどしおよせいただいて紙面を通じて皆さんと話し合う場を作り、また、今やっている社協の仕事を知っていただいて御利用下さることが望ましいのであります。このことが盛んになればなるほど、社協のする仕事はふえて活潑化してきますし、それに比例して社会は明るくなっていくというわけです……」と(同紙第1号、第1面)、社会変革の一手段とみなしている。紙面自体が貴重で、スライド、テープレコーダー、ラジオ放送など限られた人のみ情報提供されていた時代に、回覧形式ではあったものの、市内全戸に情報提供し、全世帯を会員とした同市社協のとり組みは意義深い。
- 4) なお、時期区分としては、同紙の全戸回覧が始まった第1期(創刊号[1957年11月10日]～第40号)、全戸配布となった第2期(第41号[1968年8月5日]～第99号)、毎月刊行となった第3期(第100号[1986年12月1日]～第188号)、A5判からA4判に拡大した第4期(第189号[1993年5月1日]～第199号)、機関紙が改称された第5期(第200号[1994年4月1日]～現在)の5期に分けられる。今回は小河の特集記事を連載し、同紙を用いた福祉理解の基盤固めが図られようとした第1期に注目する。

- 5) 愛の運動福島縣協議会では、戦犯受刑者に対する助命、内還、赦免に関する世論の喚起、啓蒙宣伝に努めているが（福島県 1953:107）、同紙上の愛にアプローチする。
- 6) その他、「ともすれば沈滞し勝ちな事業に不断の刺戟と激励を与え、更に社会事業家に新時代のいぶきを吹き込むことが出来たのである。」という箇所と（同紙第8号、第2面）、柴田（1960:6:1964:14）や、「博士は幼少より俊秀の聞えあり、……」とした同紙第10号第6面と宮下（1925:29）や遠藤（1999:131）などにも類似点が見られる。
- 7) 留岡幸助は、「萬事實際的大阪人は、理屈は抜きにして、さてその事業が自分や世の中の利益になると考へれば直に實行に取りかかる。…（中略）…茲が東京の社會事業が大阪のそれに比して一步、數歩否百歩も劣る所以である。」と語り、小河の大阪での成功因を指摘する（留岡幸助君古稀記念事務所編 1933:642-3）。
- 8) 連携不足に関する報道は、「当時の大阪の社会事業の最大の欠点は意欲的な有能な人材をもちながら相互の連絡調整をもたず、そのために社会事業の効果がうすれているところにあるを知り……」とした柴田（1960:6:1964:12-3）とも類似する。
- 9) 笠井（1918:45）は人格を保持し、経済と道德の調和者を目指すべきとし、林（1927:135）は方面委員の努力は「自己血清」という内面の充足をもたらすと述べる。
- 10) 小河の温かい人柄に触れた柴田（1964:18）だが、同紙も「博士の性格は温厚で衆を客るる雅量があり、又長と仰がれる徳望があつた。」と報じる（同紙第9号、第6面）。
- 11) 「社会測量」という文言を用いた柴田（1968:34）に対して、小河博士遺文刊行会編（1942:15）では「社交」を鍵とし、倉持（2006:159）では「個別的情実」調査を要とするが、同紙では調査のための調査に終始してはならないと警告される。
- 12) 反面、香川（1925:31）は、小河がかなりの愛煙家であったことを指摘

し、ヘビースモークが彼の死因の一つだと論じるが、同紙にはそのような記載は見当たらない。

- <sup>13)</sup> 史実に基づけば、小河の博士学位取得は1906(明治39)年、東京帝国大学においてであるが、同紙では意図的ではなかったにせよ、こうした史実を十分に検証することなく、誤謬を含んだ記述が流布されていた可能性が考えられる。一方、小河の博士論文の内容に関しては、遠藤(1999:95)が、「遺棄、虐待された児童の保護、救済にあたる児童保護、感化事業の必要性」が強調された内容と評している。
- <sup>14)</sup> 『『社協ニュース』第四号の編集に当つて記事をもう少し『やわらかに』という皆さんからの声が出て来ました……』と記された同紙第4号第4面の「編集後記」欄にも、表現に気を遣い、読者の意見を聞こうとした同紙の特徴の一面を垣間見れる。

## 史料

長野縣民生委員連盟(1950)『小河滋次郎博士小傳』長野縣民生委員連盟  
上田市社会福祉協議会(1957-1977)『うえだ社協ニュース』(1)-(68)(上田市社協蔵)

## 文献

遠藤興一(1999)「小河滋次郎小伝」『明治学院論叢』(639), 75-138  
Fikile Mazibuko, Mel Gray(2004) Social Work Professional Associations in South Africa. *International Social Work*, 1-3  
福島県(1953)『福島県厚生行政の概況』福島県  
原田正二(1969a)「広報の『受け手』と実践」『月刊福祉』52(4), 46-9  
原田正二(1969b)「地域組織広報の問題点」『月刊福祉』52(12), 50-3  
原田正二(1971)『地域組織活動と広報』全国社会福祉協議会  
林市蔵(1927)「方面委員制度に就て」『社会事業』11(10), 135  
久松一重(1985)「情報を対象者別に届ける」『月刊福祉』68(9), 52-7

- 池田敬正 (1988) 「小河滋次郎について」『立命館文學』(509), 1425-39
- 香川又二郎 (1925) 「故小河博士を憶ふ」『刑政』38 (6), 31
- 笠井信一 (1918) 「済世顧問設置規程要義」『社会と救済』1 (4), 45
- 倉持史朗 (2003) 「小河滋次郎と『上田郷友会月報』」『評論・社会科学』(71), 183-231
- 倉持史朗 (2006) 「小河滋次郎——感化事業と大阪府方面委員制度」『人物  
でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, 156-62
- 正木 亮 (1961) 「小河滋次郎博士を回顧する」『刑政』72 (5), 38-9
- MERYL ALDRIDGE (1990) Social Work and the News Media: A  
Hopeless Case? *The British Journal of Social Work*. 20 (6), 611-25
- 村岡末広 (1978) 「施設の社会化と広報活動」『月刊福祉』61 (11), 8-11
- 半井 清 (1938) 「方面委員制度創始當時を顧みて」『社会事業研究』26 (3), 6-12
- 小河滋次郎 (1913) 「地方改良の要点」『報徳講演集：第5回報徳講演会記  
念』長野縣報徳講演会, 3-15
- 小河滋次郎 (1916) 「公私救済事業の関係」『慈善』7 (3), 231-8
- 小河滋次郎 (1918) 「方面委員なる新施設に就て」『救済研究』6 (12), 17-8
- 小河滋次郎 (1921a) 「社会事業の基礎的施設としての方面委員制度」『救  
済研究』2-5
- 小河滋次郎 (1921b) 「實際的社會救済事業の十訓」『朝鮮』(77), 4-6
- 小河博士遺文刊行会編 (1942) 『小河滋次郎著作選集 中巻』日本評論社
- 小野修三 (1992) 「小河滋次郎と救済事業研究会」『慶応義塾大学日吉紀要』  
(3), 1-30
- 小野修三 (1994) 『公私協働の発端』時潮社
- 小野修三 (2012) 『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』慶應義  
塾大学出版会
- 柴田善守 (1960) 『小河滋次郎の生涯』日本生命済生会

柴田善守 (1968) 「小河滋次郎」『月刊福祉』51 (6), 32-5

留岡幸助君古稀記念事務所編 (1933) 『留岡幸助君古稀記念集』留岡幸助  
君古稀記念事務所

上田市社会福祉協議会 50年の歩み編集委員会編 (2006) 『住民と共に歩ん  
だ50年』上田市社会福祉協議会

山本正幸 (1986) 「社協の広報活動と住民意識」『月刊福祉』69 (15),  
64-9

吉田久一 (1975) 「解説」『復刻版 救済研究』文京出版, 卷末

吉田久一・柴田善守・小倉襄二・一番ヶ瀬康子 (1969) 「人物でつづる近  
代社会事業の歩み<最終回>」『月刊福祉』52 (12), 40-8

全国社会福祉協議会九十年通史編纂委員会編 (2003) 『慈善から福祉へ—  
全国社会福祉協議会九十年通史』全国社会福祉協議会

<謝辞> 2006 (平成18) 年11月20日以降、宮ノ上孝司氏 (上田市社協  
事務局長・同センター長) をはじめ、上田市社会福祉協議会関係者各位に  
はご多忙のなか、史料収集や聞き取り調査において幾度となく、格別なる  
ご厚誼を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

